

令和6年12月6日
電力・ガス取引監視等委員会

株式会社ストエネに対する業務改善勧告を行いました

電力・ガス取引監視等委員会(以下「当委員会」といいます。)は、株式会社ストエネに対して、ガス事業法第178条第1項の規定に基づく業務改善勧告を行いました。

1. 業務改善勧告の実施

今般、ガス小売事業者である株式会社ストエネ(以下「ストエネ」といいます。なお、ストエネは、昨年11月に商号を「株式会社グランデータ」から「株式会社ストエネ」に変更しました。)が、自社又は自社の媒介業者等の営業活動を通じて獲得したガスの需要家(需要場所において新たにガスの使用開始に係る開栓作業を行うことを要する需要家に限る。)に対して、一時的に他のガス小売事業者との間でガスの契約を締結し、当該他のガス小売事業者においてガスの使用開始に係る開栓作業を行うことを促した上で、当該需要家と当該他のガス小売事業者との間でガスの契約が締結され、当該他のガス小売事業者において開栓作業が行われてから一定期間後に、改めて需要家からの契約申込みを受けることなく、当該他のガス小売事業者から自社にガスの小売供給契約の切替えを行っていた事例が確認されました(このような一連の行為に基づきガスの契約の切替えを行うことを、以下「後追いスイッチング」といいます。)

ガス小売事業者が後追いスイッチングを用いた営業活動を行うことで、結果的に、本来支出をすべきであった需要家のガスの使用開始に係る開栓作業に要する費用(他の事業者に対する開栓作業の委託に係る費用等)の負担を免れ、他のガス小売事業者に当該費用を負担させた上で不当に需要家を獲得することになるところ、後追いスイッチングには、ガス小売事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあり、重大な問題があります。

ストエネは、需要家によるガスの小売供給契約の申込み日等を踏まえ、当該需要家のガスの使用開始の希望日までに自社のガスの使用開始に係る開栓作業等を完了することができなかった場合に限らず、これを完了することができた場合においても、後追いスイッチングを行っており、令和3年9月頃から令和6年6月15日までの間、10万6,603件の後追いスイッチングを行っていたことが確認されました(ストエネが自社又は自社の媒介業者等が後追いスイッチングに係る需要家の勧誘を行っていた時期は、令和3年9月頃から令和6年1月31日までの間でした。)

これを踏まえ、当委員会は、ガスの適正な取引の確保を図るために、ストエネに対し、ガス事業法に基づく業務改善勧告を行いました。

2. 業務改善勧告の内容(※詳細は「3. 添付資料」を参照)

①今後、後追いスイッチングをすることがないよう、社内体制の改善など、必要な措

置を講じること。

- ②前記①に基づいて講じた措置について、自社の役員及び従業員並びに媒介業者等に周知すること。
- ③前記①及び②に基づいて講じた措置について、令和7年1月10日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

3. 添付資料

[業務改善勧告の詳細について\(株式会社ストエネ\)](#)

(本発表資料のお問合せ先)

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局
取引監視課長 下津
担当者:小松、古田、植野
電話:03-3501-1552(直通)